

令和5年度

障害者活躍推進計画（知事部局及び労働委員会事務局） 実施状況

新潟県では、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）に基づき「障害者活躍推進計画」（以下「計画」という。）を策定し、障害者の活躍の場の拡大等に向けた取組を行っているところですが、同法第7条の3第6項の規定に基づき、令和5年度の実施状況について公表します。

1 取組状況（知事部局）

障害者の活躍を推進する体制整備

○障害者雇用推進チーム会議の開催

総務部人事課、管財課、福祉保健部障害福祉課、産業労働部雇用能力開発課を構成所属とする障害者雇用推進チーム会議を開催し、計画の実施状況の点検、取組の検討を行いました。

○上司の理解促進等

課長補佐、次長等を対象とした階層別研修において、計画や取組の概要を説明したほか、障害のある職員の状況の把握や、相談への対応などの役割があることを説明するとともに、新たに全職員対象の人権啓発研修（eラーニング）に「障害者差別解消法と配慮ある対応」を設け、理解促進を図りました。

採用に関する取組

○障害者を対象とした採用選考の実施

実施に当たっては、以下のとおり公正な採用選考を徹底しました。

- ・ 特定の障害を排除又は特定の障害に限定しない
- ・ 自力での通勤ができることといった条件を設定しない
- ・ 介助者なしで業務遂行が可能といった条件を設定しない
- ・ 「就労支援機関に所属・登録しており、雇用期間中支援が受けられること」といった条件を設定しない
- ・ 特定の就労機関からのみの受け入れを行わない

○事務集約オフィスの設置（令和5年4月より）

障害者の雇用促進を図るため、令和5年4月より職員の支援のもと、県庁内の各所属から依頼される軽易な業務を行う事務集約オフィスを設置しました。

定着及び満足度向上に関する取組

○バリアフリースイールの利用適正化に向けた啓発

障害のある職員を含め、広いスペースのバリアフリースイールを必要としている方が円滑に利用できるように、一般トイレの利用で支障のない職員は利用を控えるよう、啓発文書の掲示を行いました。

○庁舎駐車場の利用適正化に向けた啓発

庁舎の障害者用駐車場について、一般駐車場の利用で支障のない職員は利用を控えるよう、啓発文書の掲示を行いました。

〔 令和5年3月に実施した職員アンケートにおいて、トイレや駐車場を円滑に利用できるよう配慮して欲しいとの意見が複数寄せられたため。 〕

○「障害特性等についての情報共有シート」の運用

障害のある職員が、障害特性、配慮を希望する事項、共有範囲等について記載する様式「障害特性等についての情報共有シート」を運用しました。

※障害特性等についての情報共有シート

希望する職員が作成・提出することで、所属の上司等と円滑に情報共有するほか、異動の際には異動先所属にも提供し、新しい所属における業務内容の決定など事前の受け入れ準備にも活用するもの。

2 達成目標に対する実績（知事部局）

目標項目	R 5 実績	R 5 目標	達成状況
採用に関する目標（実雇用率） 毎年度、法定雇用率を上回ることを目指す（6月1日時点）	2.92%	2.6% （法定雇用率）	達成
定着に関する目標 毎年度、採用1年後の定着率100%を目指す	常 勤 50% 非常勤 100%	常 勤 100% 非常勤 100%	未達成 達成
満足度に関する目標 毎年度、満足度を増加させることを目指す	82.5%	80.5%以上 （R 4 満足度）	達成

（説 明）

○採用に関する目標（実雇用率）

厚生労働大臣へ通報した令和5年6月1日時点の任免状況です。

法定雇用率を上回り、目標を達成しました。今後も引き続き、法定雇用率を上回る雇用となるよう取り組みます。

○定着に関する目標

令和4年度に採用した職員の採用1年後の定着状況を評価しています。なお、非常勤職員（会計年度任用職員）は、年度ごとの任用が基本であることから、当該年度の期間満了である3月末まで在籍した職員は、定着として計上しています。

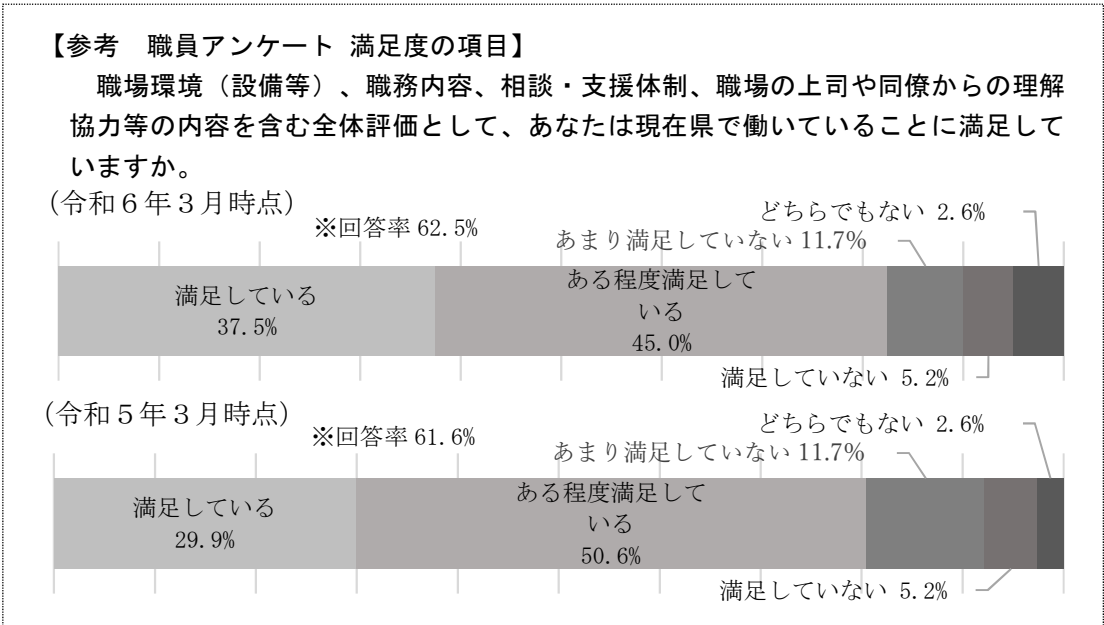
非常勤職員については100%を達成することができましたが、常勤職員については50%で未達成となりました。

今後も、離職理由の把握に努め、定着率向上の取組に反映させていくとともに、相談しやすい職場環境づくりを推進します。

○満足度に関する目標

障害を有する職員（非常勤職員を含む。）を対象に職員アンケートを実施し、満足度の項目における「満足している」又は「ある程度満足している」を選択した職員の合計値で評価しています。令和6年3月に実施した職員アンケートでは、満足度は82.5%となり、前年度の80.5%から2.0ポイント改善しました。

職員アンケートの集計結果は、計画の今後の取組の検討に活用します。



3 取組状況（労働委員会事務局）

- 在籍している職員に対し、合理的配慮について研修を実施するとともに障害者活躍推進計画の趣旨、障害者雇用に関する法令や障害特性等を掲載した「障害者雇用に関するQ&A」を周知し、障害者雇用に関する職員の理解促進を図りました。

4 達成目標に対する実績（労働委員会事務局）

目標項目	R 5 実績
採用に関する目標	
障害者雇用に関する職員の一層の理解の促進を図る。	障害者活躍推進計画の趣旨等を周知し、職員の一層の理解促進を図った。